

定額減税補足給付金(不足額給付金)のお知らせ

対象の方には、8月上旬から順次案内通知をお送りします。

令和6年分の所得額などの確定に伴い、昨年度支給した「定額減税補足給付金」に不足が生じた方に対し給付金を支給します。申請方法は対象者によって異なりますので、町からお送りする案内通知をご確認ください。

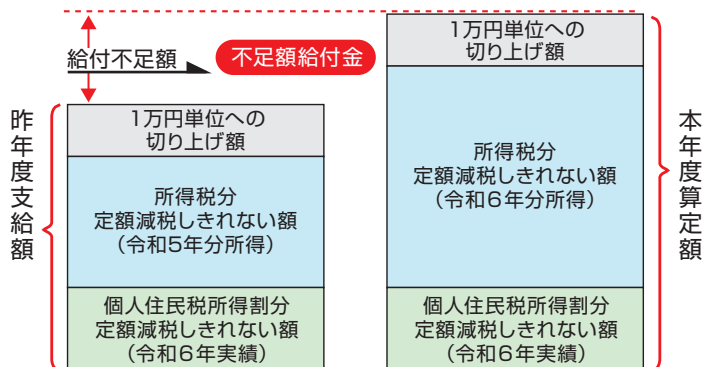
問 給付金コールセンター ☎ 0120(008)867

町ホームページ
「定額減税補足給付金(不足額給付金)
について」



●対象 令和6年分の所得額などに基づき「定額減税補足給付金」を算定した結果、昨年度の支給額(令和5年分の所得額などで算定)に不足が生じる方(右図を参照)

●給付額 不足額を1万円単位に切り上げて給付
(合計所得金額1,805万円超の方は、不足額給付金の対象になりません)



私設保育施設入所児童の保護者に助成金を交付します

問 子育て支援課 子ども保育班

☎(内線)3366

町ホームページ
「私設保育施設」



子育て世帯の経済的負担軽減のため、私設保育施設(認可外保育施設)に入所している児童の保護者に助成金を交付します。該当となる施設については、お問い合わせください。

●対象 次の要件を全て満たす児童の保護者

- 町内在住で、私設保育施設(町外含む)に月単位で入所している児童
- 保護者の就労など、真にやむを得ない事情により児童の保育ができないため、私設保育施設に入所している児童
- 幼児教育・保育無償化の対象となっていない児童

●助成金額 児童1人につき月額2,500円

●申請期限 4月～9月分は、9月12日(金)までに申請してください。

●申請方法

次のものをお持ちの上、子育て支援課へ

- ① 交付申請書
- ② 在籍証明書
- ③ 町保育所条例第3条に規定する保育の認定基準を満たす児童の保護者であることがわかるもの(就労証明書・母子健康手帳など)
- ④ 印鑑

①～③の用紙は町ホームページからダウンロードできるほか、子育て支援課などで配布しています。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届などの手続きはお済みでしょうか

問 子育て支援課 子ども福祉班 ☎(内線)3365

現在、児童扶養手当を受給している方は「現況届」、特別児童扶養手当を受給している方は「所得状況届」の提出が必要です。対象の方には7月下旬にお知らせをお送りしていますので、子育て支援課窓口にお越しください。

●受付期間 児童扶養手当 8月1日(金)～9月1日(月)
特別児童扶養手当 8月12日(火)～9月11日(木)



町ホームページ
「児童扶養手当について」

町ホームページ
「特別児童扶養手当について」



スポーツ・文化芸能全国大会等 出場奨励金を交付します

問 スポーツ・文化振興課

☎(内線)3633

町ホームページ
「全国大会等出場奨励金を交付します」



町民皆さんのスポーツ・文化の振興を図るため、全国大会や国際大会に出場する個人や団体に出場経費の一部を助成しています。申請方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

●対象 町内在住の個人または町内に所在する団体。ただし、団体に所属する出場者は町内に在住されている方のみ対象となります。

提案型協働事業(行政提案型・住民提案型) 令和8年度に実施する事業を募集します!

問 住民協働課 協働推進班
☎(内線)3243

行政提案型 提案型協働事業(行政提案型)は、住民活動団体と町が協働して、地域の公共的課題の解決やより良い公共サービスの提供などを旨とするものです。町が提示する次の事業概要を基に、団体から具体的な事業の内容を提案し、町との協議の上、審査会での審査を経て採用された事業を協働で実施します。



町ホームページ
「提案型協働事業(行政提案型)」

募集する事業(全て新規)

事業名	内容
外国籍住民のための日本語教室事業	外国籍住民を対象に、基本的な日本語学習をはじめ、日常の場面で使う具体的な表現などを学ぶ日本語教室を実施します。
スポーツツーリズムの推進および地域活性化事業	地域資源を活かした各種スポーツ・レクリエーションの体験会などによるスポーツツーリズムの展開を行います。

住民提案型 提案型協働事業(住民提案型)は、公益活動を行う団体からの提案に基づき、団体と町がそれぞれの特性を生かすことで、地域の公共的な課題をより効果的に解決し、より良い公共サービスの提供などを旨とするものです。



町ホームページ
「提案型協働事業(住民提案型)」

対象となる事業

●環境美化、子育て・高齢者支援、防災、防犯、教育、文化など、町内で実施する公益的な事業で、団体と町が協働で取り組むことにより、具体的な効果や成果が期待できるもの。

町の他の補助金などを受けている事業や、営利事業、政治・宗教活動などは対象になりません。
詳しくは応募書類と併せて配布している「応募の手引き」をご覧ください。



以下共通

●応募資格 次の要件をすべて満たす法人または団体

- 町内に活動拠点がある
- 団体に属する会員が5人以上(うち3人以上は町内在住)
- 会則を定めている
- 適正な会計処理を行っている

●応募期間 8月1日(金)～29日(金)

●応募方法 所定の提案書に企画書、収支予算書など必要な書類を添えて、住民協働課へお持ちください。事前に相談することもできます。応募書類は、住民協働課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、あいかわ町民活動サポートセンター、町ホームページで配布しています。

「まち美化アダプト」の活動団体を募集します

公園や道路などの身近な公共スペースの美化活動を行う団体を町が支援する「まち美化アダプト事業」の活動団体を募集します。「住んでいる町をきれいにしたい!」そんな思いを持った皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

問 住民協働課 協働推進班
☎(内線)3243

●募集要件 定期的に公園や道路などの美化活動を実施することができる団体(行政区は除く)

●対象場所 町が管理する公園や道路などの公共スペース

●活動内容 公園や道路の清掃、除草、樹木の^{せんてい}剪定、草花の植え付けなど

●町の支援 草花の苗の提供、活動表示看板の設置など
令和8年度以降の活動が支援の対象です。
(活動中の事故は町で加入する保険の対象となる場合があります)

●応募方法

9月30日(火)までに、申出書を住民協働課に直接お持ちください。申出書は住民協働課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町民活動サポートセンター、町ホームページで配布しています。



町ホームページ
「愛川町まち美化アダプト制度」



移動スーパー 地域に笑顔を運んで大好評!

移動スーパー「いなげやとくし丸」が運行を開始してから1周年を迎えました。地域の見守りを兼ねたこの事業は、多くの皆様に支えられています。これからも事業が続くよう、お近くに巡回した際は、ぜひご利用ください。「ええ町やな愛川70周年地域盛りアゲ振興券」も使えます。



問 高齢介護課 長寿いきがい班 ☎(内線)3338

令和8年 愛川町二十歳のつどい 実行委員を募集します

問 生涯学習課 青少年教育班
☎(内線)3643

町ホームページ
「愛川町二十歳のつどい」



令和8年1月11日(日)開催の二十歳のつどいの企画・運営を行う「愛川町二十歳のつどい実行委員」を募集します。二十歳のつどいを一緒に作りましょう!

- 対象 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれで、積極性があり、当日まで責任を持って実行委員として活動できる方10人程度
- 活動内容 二十歳のつどいの企画・運営(アトラクションの企画・準備など)。9月ごろから月1回程度、実行委員会を開催し、アトラクションの内容や当日の役割分担などを決めます。
- 応募方法 8月15日(金)までに生涯学習課へ

福祉作文・ポスターを募集します

問 福祉支援課 地域福祉班
☎(内線)3353

福祉への理解や関心を深めるため、日常生活を通じて感じていることや体験したことなどを自由に表現した、福祉作文とポスターを募集します。

- 規定 各部門とも1人1点まで

【作文】 題名は自由、400字詰め原稿用紙5枚以内

【ポスター】 画用紙の大きさは45cm×30cm～55cm×40cm、水彩、油絵、クレヨンなどを使用
(色を塗っていない箇所があるものは審査対象外)

- 対象 町内在住の小学生以上の方(高校生は町内在学の方でも可)
- 応募期限 9月3日(水)

愛川町国民健康保険に加入している方へ

問 国保年金課 国保年金班
☎(内線)3377

8月は「特定疾病医療受給者証」や「限度額適用認定証」などの更新時期です

高額療養費制度

- 今まで「国民健康保険医療限度額適用認定証」などを使っていた方
8月1日以降も継続的に認定証が必要な方は、町役場での更新の手続きが必要です。
(一部更新が不要な場合もあります)
- 今まで「限度額適用認定証」などをお持ちでなく、
新規で高額療養費制度の利用を希望する方
自己負担の区分によって、町役場での申請手続きが必要となる場合があります。
詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。
- マイナ保険証を使っている方
医療機関などの受け付けで「高額療養費制度利用(限度額情報の提供)」を希望していただくことで、窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。

人工透析を受けている方など

- 今まで「特定疾病医療受給者証」を使っていた方
8月1日から使用する「特定疾病医療受給者証」を7月下旬にお送りしています。
(70歳以上の方を除く)

神奈川県後期高齢者医療制度に加入している方へ

8月1日から「限度額認定証」や「特定疾病医療受給者証」などは全て「資格確認書」に1本化されました

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3377

高額療養費制度

- 今まで「後期高齢者医療限度額適用認定証」などを使っていた方
8月1日から使用している「資格確認書」に必要な情報が記載されていますので、新たな紙の認定証は発行されません。
- 今まで「限度額適用認定証」などをお持ちでなく、
新規で高額療養費制度の利用を希望する方
自己負担の区分によって、町役場での申請手続きが必要となる場合があります。
詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。
- マイナ保険証を使っている方
医療機関などの受け付けで「高額療養費制度利用(限度額情報の提供)」を希望していただくことで、窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。

人工透析を受けている方など

- 今まで「特定疾病医療受給者証」を使っていた方
8月1日から使用している「資格確認書」に必要な情報が記載されていますので、新たな紙の受給者証は発行されません。

日本フルハーフ株式会社と都市環境サービス株式会社から寄付をいただきました

問 政策秘書課 秘書広報班 ☎(内線)3218

日本フルハーフ株式会社(田中俊和代表取締役社長)と都市環境サービス株式会社(前田隆之代表取締役)から多額の寄付をいただきました。寄付金は70周年記念事業を通じて、将来のまちづくりにつながるよう有効に活用してまいります。

町では、町政70周年を応援してくださる皆様からの温かいご支援をお待ちしています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



●募集期間 12月26日(金)まで

詳しくはコチラ



田中代表取締役社長と小野澤町長



前田代表取締役と小野澤町長

土砂災害防止パトロールを実施

問 危機管理室 危機管理班 ☎(内線)3782

7月9日、町内で土砂災害が起こる恐れがある場所のパトロールを実施しました。

当日は、厚木土木事務所や厚木警察署、町関係各課が参加し、急傾斜地の確認など町内6カ所の現状把握を行いました。



現地確認を行うパトロールの参加者

宝くじ助成金を活用 桜台団地地区会がテントなどを購入

問 生涯学習課 生涯学習班 ☎(内線)3644

桜台団地地区会(桜台団地区)では、一般財団法人自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業(宝くじの受託事業収入が財源)を活用し、テントなどを購入しました。

今後も地区で活用することにより、地域住民のコミュニティ活動が一層活発になるものと期待されます。



購入したテントなどと桜台団地地区会の皆さん

土地所有者は責任をもって せんてい 伐採・剪定を!



根本から倒れた樹木

問 道路課 道路管理班 ☎(内線)3412

- 道路に樹木の枝などが張り出していると、車両や歩行者の通行を妨げ、事故などの原因となる恐れがあります。
- 樹木が倒れ重大な事故が発生し他人に被害を与えた場合、**土地の所有者や管理者が、賠償の責任を負うこともあります。**
- 通学路や人通りの多い場所では、樹木の管理に特に注意が必要です。土地を所有または管理している方は、適切な樹木管理にご協力ください。

なお、町では急傾斜地の危険木の伐採について費用の一部を補助していますので、道路課へご相談ください。